

学 則

学校法人 田島学園
東京医学技術専門学校

東京医学技術専門学校 学則

第1章 総則

(設置目的)

第1条 本校は、臨床検査技師、歯科衛生士を養成するにあたり、「医学技術を以て社会の発展に寄与する」との建学の精神に基づき、豊かな教養と人間性を高め社会貢献できる人材の育成を目的とする。

(名 称)

第2条 本校は、東京医学技術専門学校と称する。

(位 置)

第3条 本校は、第1校舎を東京都墨田区横網1丁目10番8号に、第2校舎を東京都墨田区両国1丁目10番5号に置く。

(設置者)

第4条 本校は、学校法人田島学園が設置経営にあたる。

(自己点検・評価)

第5条 本校は、教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、教育活動等の状況について自ら点検し評価する。

第2章 課程及び学科、修業年限、定員並びに休業日

(課程、学科、修業年限、定員)

第6条 本校の課程、学科、修業年限及び定員は、次のとおりとする。

昼夜別	課程別	学科名	修業年限	入学定員	総定員	学級数
昼	医療専門課程	臨床検査技師科Ⅰ部	3年	40名	120名	3
夜	医療専門課程	臨床検査技師科Ⅱ部	3年	40名	120名	3
昼	医療専門課程	歯科衛生士科Ⅰ部	3年	50名	150名	3
夜	医療専門課程	歯科衛生士科Ⅱ部	3年	46名	138名	3
計				176名	528名	12

2. 各科における人材養成その他の教育研究上の目的について、次の方針を定める。

- (1) 卒業の認定に関する方針
 - (2) 教育課程の編成及び実施に関する方針
 - (3) 入学者の受入れに関する方針
3. 前項の方針については、別に定める。

(学年・学期の始終期)

第7条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2. 学年を分けて次の学期とする。
 - (1) 前期 自 4月1日 至 9月30日
 - (2) 後期 自 10月1日 至 翌年3月31日

(休業)

第8条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日(国民の祝日に関する法律昭和23年法律第178号)
 - (3) 創立記念日 4月1日
 - (4) 夏季休業日 7月24日から8月31日まで
 - (5) 冬季休業日 12月23日から1月5日まで
 - (6) 春季休業日 3月25日から4月10日まで
2. 夜間部は、次のとおりとする。
- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日(国民の祝日に関する法律昭和23年法律第178号)
 - (3) 創立記念日 4月1日
 - (4) 夏季休業日 8月15日のある1週間
 - (5) 冬季休業日 12月26日から1月4日まで
3. 校長は、必要に応じ、1項の第4号から第6号及び2項の第4号から第5号までの休業期間を変更し、また臨時に休業日を定めることができる。

第3章 教育課程、単位数・授業時間数及び教職員組織

(教育課程及び単位数・授業時間数)

第9条 本校の教育課程及び単位数は、(別表1)(別表2)(別表3)(別表4)のとおりとする。

2. 臨床検査技師科の学生は、次の各号に掲げる授業科目についての定める単位数を履修し、I部は総計114単位以上を、II部は102単位以上を修得しなければならない。

臨床検査技師科 I 部		臨床検査技師科 II 部	
(1) 基礎分野	14単位	(1) 基礎分野	14単位
(2) 専門基礎分野	26単位	(2) 専門基礎分野	21単位
(3) 専門分野	78単位	(3) 専門分野	67単位

3. 歯科衛生士科の学生は、次の各号に掲げる授業科目について定める単位数を履修し、I部は総計104単位以上を、II部は99単位以上を修得しなければならない。

歯科衛生士科 I 部		歯科衛生士科 II 部	
(1) 基礎分野	11単位	(1) 基礎分野	10単位
(2) 専門基礎分野	23単位	(2) 専門基礎分野	23単位
(3) 専門分野	62単位	(3) 専門分野	59単位
(4) 選択必修分野	8単位	(4) 選択必修分野	7単位

4. 単位の計算方法は、専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)の第23条の単位の規定に基づき、授業科目の授業時数を単位数に換算する方法は、1単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、当校の1単位の授業時間数は、講義及び演習については、15時間から30時間をもって1単位、実習については、30時間から45時間をもって1単位とする。

(始業及び終業時間)

第10条 始業及び終業時間の時刻は、次のとおりとする。

臨床検査技師科Ⅰ部	歯科衛生士科Ⅰ部
平日	自午前9時 至午後4時20分
土曜	自午前9時 至午後12時10分
臨床検査技師科Ⅱ部	歯科衛生士科Ⅱ部
月曜から土曜日	自午後6時 至午後9時10分

(教職員組織)

第11条 本校に、次の教職員を置く。

- | | | |
|-----|----------|-----------------|
| (1) | 校長 | 1名 |
| (2) | 副校長 | 1名 |
| (3) | 臨床検査技師科長 | 1名 |
| (4) | 歯科衛生士科長 | 1名 |
| (5) | 専任教員 | 25名以上 |
| | 臨床検査技師科 | 14名以上(Ⅰ部9名Ⅱ部5名) |
| | 歯科衛生士科 | 11名以上(Ⅰ部7名Ⅱ部4名) |
| (6) | 非常勤講師 | 10名以上 |
| (7) | 事務職員 | 6名以上 |
| (8) | 校医 | 1名 |

2. 校長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。
3. 副校長は、校長を補佐し、校務をつかさどる。
4. 臨床検査技師科長は、校務をつかさどり、所属教職員を指導監督する。
5. 歯科衛生士科長は、校務をつかさどり、所属教職員を指導監督する。

(教員会)

第12条 本校の各科に、教員会を置く。

2. 教員会は、校長が召集し、その運営の任に当たる。
3. 教員会の構成は、校長、副校長、臨床検査技師科長、歯科衛生士科長、各科教員、及び校長が指名する者とする。

第4章 課程修了及び卒業認定

(学業成績及び既修得単位の認定)

第13条 学業成績は、学科試験及び実習並びに平素の成績により判定する。

2. 専門学校、短期大学及び大学における既修得単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められた場合には、本校において修得したものと認定することができる。
3. 修得の単位の認定については、必要な事項を別に定める。

(試験)

第14条 学科試験は、定期試験及び臨時試験〔単位認定試験を含む〕の区分により校長が定める科目並びに実習について行う。

2. 臨時試験は、校長が必要と認めるときに行う。

(受験資格)

第15条 学科試験は、学則(別表)に定める各科目の授業時間数の3分の2以上出席している者が、受験することができる。

(補習)

第16条 前条の授業時数の3分の2以上を満たした者でも状況によっては、補習を受けなければならない。

(合格点及び単位の認定)

第17条 各科目の成績は、1科目100点満点とした点数によって表示して60点以上を合格とする。

2. 合格した者には、当該科目の単位を与える。
3. 単位の認定に必要な事項は、内規 I に定める。

(再試験)

第18条 再試験は、成績が合格点に達しない者が1回に限り、受験することができる。

2. 再試験を受ける者は、所定の再試験願を提出し試験日までに別に定める受験料を納入し、校長の許可を受けなければならない。

(追試験)

第19条 追試験は、欠席した理由がやむを得ないと認められる者が、受験することができる。

2. 追試験を受ける者は、所定の追試験願を提出し、試験日までに別に定める受験料を納入し、校長の許可を受けなければならない。

(進級・卒業)

第20条 進級及び卒業の認定は、各学年度の所定の単位を取得した者を、教員会又は進級及び卒業判定会議を経て校長が行う。

(卒業証書・称号)

第21条 校長は、所定の教育課程と単位取得の認定を受けた者に対し卒業証書・称号を授与する。

2. 本校の課程の修了者は、専門士と称することができる。

第5章 入学、休学、退学及び転入学等

(入学及び進級の時期)

第22条 本校の入学及び進級の時期は、毎年学年の始めとする。

(入学資格)

第23条 本校に入学を志願することができる者は、学校教育法第90条第1項の規定に該当する者とする。

(入学志願の手続)

第24条 本校に入学を志願する者は、下記の書類を指定の期日までに校長に提出しなければならない。ただし、(1)及び(4)号の様式については、別に定める。

- (1) 入学願書
- (2) 調査書(成績証明書を含む)
- (3) 卒業(見込)証明書
- (4) 推薦書(推薦入学者のみ)
- (5) 検定料 20,000円

(入学試験区分)

第25条 入学試験区分は、AO入試・推薦入試・一般入試の区分とする。

(入学試験)

第26条 入学志願者に対しては、書類審査(調査書)・面接等により選考の上、教員会又は判定会議を経て、校長が入学を許可する。

(入学者の義務等)

第27条 入学試験に合格し入学を志願する者は、指定期日までに誓約書及び学納金を添えて、校長に提出しなければならない。

2. 高校卒業見込で受験した者は、卒業証明書を提出しなければならない。
3. 指定の期日内に入学手続きを完了しない者は、入学資格を取り消すことがある。
4. 正保証人は、本人の父母又は親権者とし副保証人は、正保証人に準ずる者とする。保証人は、独立の生計を営む者であって、共に本人在学中一切の責任を負う者でなければならない。

(保証人の変更)

第28条 保証人が死亡したとき、又は前条第4項の資格を喪失したときは、速やかに保証人の変更願を提出し、校長の許可を得なければならない。

(身上の異動)

第29条 学生は、住所を変更したとき、又は戸籍に異動を生じたときは、速やかにその旨を所定の住所変更届、戸籍変更届を校長に届け出なければならない。

(欠席)

第30条 疾病、その他の理由によって欠席をした場合は、所定の欠席届を校長に提出しなければならない。ただし、病気で一週間以上、引き続き欠席の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

2. 忌引は、次のとおりとし欠席扱いとはしない。ただし、保証人と連署の上、所定の届け書を校長に提出しなければならない。
 - (1) 1親等 5日以内
 - (2) 2親等 3日以内
 - (3) 3親等 1日以内

(休学)

第31条 病気その他の理由により、休学しようとする者は、診断書又は理由書を添付の上、所定の休学願に保証人連署の上、校長に願い出て許可を得なければならない。

2. 休学の期間は、原則として2か月以上、1年以内とする。
3. 休学期間は、在学期間に加算しない。また、在学期間中通算し2年を超えることはできない。
4. 休学は、原則として、当該学年限り許可とし、休学期間の最終日は、休学が許可された学期末とする。
ただし、特別の事情のある場合には、引き続き休学を許可することがある。
5. 休学が認められた場合は、定められた在籍料を納入しなければならない。(納入しない場合は、除籍とする)。

在籍料(半期分)	
在籍料(一律)	120,000円

(復学)

第32条 休学者が復学しようとするときは、保証人連署の上、所定の復学願を、校長に提出し許可を受けなければならない。

2. 復学する者は、学期の始めでなければ復学することができない。
3. 復学する者は、休学時の学年に復学する。

(転学)

第33条 本校から他の学校に転学を希望する者は、所定の願書を校長に提出し、正当な理由があると認められた場合には、これを許可することができる。

(転入学)

第34条 転入学を志願する者があるときは、欠員のある学科・学年に限り、選考試験の上、教員会又は判定会議を経て、校長が入学を許可することができる。

(編入学)

第35条 編入学を志願する者があるときは、欠員のある学科・学年に限り、選考試験の上、教員会又は判定会議を経て、校長が入学を許可することができる。

(再入学)

第36条 本校を退学した者で再入学を志願する者があるときは、欠員のある学科・学年に限り、選考試験の上、教員会又は判定会議を経て、校長が入学を許可することができる。

(在学期間)

第37条 在学期間は、修業年限の2倍の年数を超えることはできない。

(退学・除籍)

第38条 退学しようとするときは、保証人連署の上、所定の退学願をもって、校長に願いでて許可を受けなければならない。

2. 学校の命じた所定の手続きを、定められた期日までにとらない者、また死亡又は長期間にわたり行方不明の者については、教員会の議を経て、校長が除籍処分に処することができる。

第6章 聴講生

(聴講)

第39条 本校の授業科目について聴講願が提出されたときは、在校生の教育に支障のない限り、校長がこれを許可する。

(聴講料)

第40条 聴講を許可された者は、定められた聴講料を納入しなければならない。

聴講料（1年分）	
聴講料(一律)	100,000円

(学則の準用)

第41条 聴講生に対しては、本校の学則を準用する。

第7章 納付金

(納付金)

第42条 納付金は、下記のとおりとし、この納付金〔納付金及びその他別に定める費用〕以外には徴収しない。

区 分	臨床検査技師科Ⅰ部	臨床検査技師科Ⅱ部	歯科衛生士科Ⅰ部	歯科衛生士科Ⅱ部
入学金	20万円	20万円	20万円	20万円
授業料〔年額〕	70万円	55万円	65万円	50万円
実習費〔年額〕	45万円	35万円	25万円	20万円
施設設備費〔年額〕	10万円	10万円	10万円	10万円
合 計	145万円	120万円	120万円	100万円

(不還付)

第43条 既納した納付金は、原則として返金しない。

2. 入学前年度 3月31日の午後5時までに辞退を申し出た受験生には、入学金を除く学納金を返金する。

(延 納)

第44条 特別な理由があり納付金の延納を希望する者は、所定の延納願を提出して校長に許可を受けなければならない。

2. 延納の期限は、1か月以内とする。

第8章 賞罰その他

(褒 賞)

第45条 学業・品行共に優秀で、他の模範となる者は、これを褒賞する。

(懲 戒)

第46条 学則その他の規定に違反し、又は学生の本分に反する行為あったときは教員会の議を経た上で、校長が、その学生を懲戒することができる。その区分は、(1)訓告、(2)停学、(3)退学、(4)除籍とする。

2. 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して、教員会の議を経て、校長がこれを命ずる。
 - (1) 素行不良であって、改しゅんの見込みがないと認められた者。
 - (2) 学業成績が不良又は病気の為、卒業の見込みがないと認められた者。
 - (3) 正当の理由がなく無断で引続き1か月以上欠席した者。
 - (4) 正当の理由がなく出席が常でない者。
 - (5) 許可なく長期にわたり学費納入がない者。
 - (6) 休学期間を満了後、何等の手続きをしない者。

(健康管理)

第47条 学校は、学校保健安全法(昭和33年4月10日法律第56号) に準じて、年一回健康診断を実施する。実施の時期は、別にこれを定める。

第9章 運営に関する事項

(講師会)

第48条 臨地・臨床実習施設の打合せ会を必要に応じ、校長が召集する。

2. 臨地・臨床実習施設の打合せ会の構成は、校長が指名する者とする。

第10章 雑 則

(施行細則)

第49条 この学則に定めるもののほか、運営に関する必要な細則は、教員会の議を経た上で校長が定める。

附 則

この学則は 昭和56年4月1日から実施する。

この学則は 平成 6年4月1日 一部改訂

この学則は 平成 8年4月1日 一部改訂

この学則は 平成12年4月1日 一部改訂

この学則は 平成22年4月1日 一部改訂

この学則は 平成23年4月1日 一部改訂

この学則は 平成24年4月1日 一部改訂

この学則は 平成28年4月1日 一部改訂

この学則は 令和 3年4月1日 一部改訂

この学則は 令和 4年4月1日 一部改訂

この学則は 令和 6年4月1日 一部改訂

この学則は 令和 7年4月1日 一部改訂

ただし、令和6年度までの入学生については、入学時の学則が適応される。